⑵　特別清算会社は、本協定認可決定確定後１カ月を経過しても弁済場所に債権の取り立てに来ず、特定の銀行口座への振り込みも求めてこない特別清算債権者に対する弁済額を供託することができる。特別清算会社は、供託に先立ち、供託に際し要する実費（交通費等を含む）について、弁済額と対当額で相殺することができる。

第２　公租公課及び共益的債権（清算費用）等の随時弁済

１　租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき請求権などの優先債権は随時全額弁済する。

２　特別清算債権者の共同利益のために要する共益的債権、裁判所の定める清算人代理人報酬、資産の換価、債権回収などの清算事務を遂行するために必要な一切の諸費用は随時全額弁済する。

第３　一般の特別清算債権の処理

１　一般の特別清算債権の定義

一般の特別清算債権とは特別清算債権のうち代表者債権に該当しないものとし、一般の特別清算債権を有する者を一般の特別清算債権者とする。

２　一般原則

①　一般の特別清算債権については､現在、特別清算会社が所有する財産から前条の公租公課及び共益的債権などを控除した金額を配当原資とし、別紙特別清算債権目録記載の各一般の特別清算債権者の有する配当基準債権額〔各一般の特別清算債権者の特別清算債権額の元本〕を基準として債権額に按分して金銭による配当を行う。

②　前項の配当に関しては､以下のとおり、第１回配当と最終配当の２回に分けて配当を行うものとする。

３　第１回配当

①　第１回配当は、一般の特別清算債権者に対して、本協定の認可決定の確定した日から満２か月目の日の属する月の末日までに実施する。

②　第１回配当は、別紙特別清算債権目録記載の各一般の特別清算債権者の有する配当基準債権額の８％相当の金額を各一般の特別清算債権者に配当する。

４　最終配当

特別清算会社は、一般の特別清算債権者に対し、その資産の全ての換価が終了した日から２カ月以内に、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般の特別清算債権者の有する配当基準債権額の割合に応じて弁済する。

５　債務免除

一般の特別清算債権者は、特別清算会社に対し、一般の特別清算債権者が、本条第１項から前項までの規定による弁済を受けたときは、一般の特別清算債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

第４　劣後債権

１　定義

本協定による劣後債権とは、共益債権、優先的債権に該当しない債権のうち、平成21年４月３日（特別清算開始決定日）以降の原因に基づいて発生した債権をいう。

２　劣後債権の免除

劣後債権は、全て免除を受ける。

第５　代表者債権

１　代表者債権の定義

代表者債権とは、特別清算債権のうち北林典雄が有するもの（平成21年４月３日以降に、特別清算債権について、代位弁済を行ったことにより取得した債権を除く）をいう。

２　代表者債権についての免除

代表者債権は全て免除を受ける。

第６　その他

最終配当後、新たに特別清算会社に属する財産が発見された場合は、第３条の規定に準じて、清算人において公租公課及び共益的債権を控除した残額を配当原資として、一般の特別清算債権者に按分配当を行う。

（別紙特別清算債権目録は省略）

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号

神奈川県藤沢市石川６丁目１番地の１

再生債務者　株式会社矢部自動車

１　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月30日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月４日から平成22年８月18日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再）第１号

愛媛県西条市朔日市762番地３

再生債務者　株式会社うさみ電工

１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年７月14日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月18日から平成22年８月25日まで

松山地方裁判所西条支部

平成２２年（再）第２号

熊本市池田１丁目15番53号

再生債務者　株式会社武藤組

代表者代表取締役　武藤　　学

１　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月29日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月３日から平成22年８月17日まで

熊本地方裁判所民事第１部

決議に付する決定

平成２１年（再）第３号

山口県下松市大字下谷269番地の１

再生債務者　白須那高原開発株式会社

１　決議に付する計画案　平成22年５月24日付け再生債務者提出の再生計画案

２　書面投票期間　平成22年７月15日まで

３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月１日

平成22年６月１日

大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第３２号

大阪市中央区南新町１丁目２番４号

再生債務者　株式会社ミラクルスリーコーポレーション

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成22年６月２日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第５２号

大阪府堺市北区百舌鳥陵南町３丁224番地

再生債務者　日の本土木株式会社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成22年５月28日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第２号

高知市仁井田字朝日ケ丘4670番地

再生債務者　株式会社ハマモク

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成22年６月１日　　高知地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第８号

札幌市豊平区月寒東２条16丁目１番89号

再生債務者　株式会社国策

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定

平成22年５月31日

札幌地方裁判所民事第４部

平成１８年（再）第２号

長崎県佐世保市小佐々町矢岳232番地３

再生債務者　株式会社ヤマグチ

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成22年６月１日

長崎地方裁判所佐世保支部